

男女共同参画の視点をもって課題解決をめざす協働事業

2019年度

公募型 男女共同参画事業 募集要項

●募集区分

- A センター活用型（会場・広報の協力）
- B 助成金活用型（経費の助成、会場・広報の協力）

●事業の実施場所

横浜市男女共同参画センター3館のいずれか、または地域への出前

●募集説明会

参加は応募の必須条件です。協働を希望する館への参加を推奨します。

- 2019年1月15日(火) 男女共同参画センター横浜北（あざみ野）
- 1月19日(土) 男女共同参画センター横浜（戸塚）
- 1月23日(水) 男女共同参画センター横浜南（南太田）

※詳細はホームページでご確認ください。www.women.city.yokohama.jp/

●募集期間

2019年1月15日(火)～2月6日(水)16時（必着）

●応募先

横浜市男女共同参画センター3館のうち、協働を希望する館へ

●選考

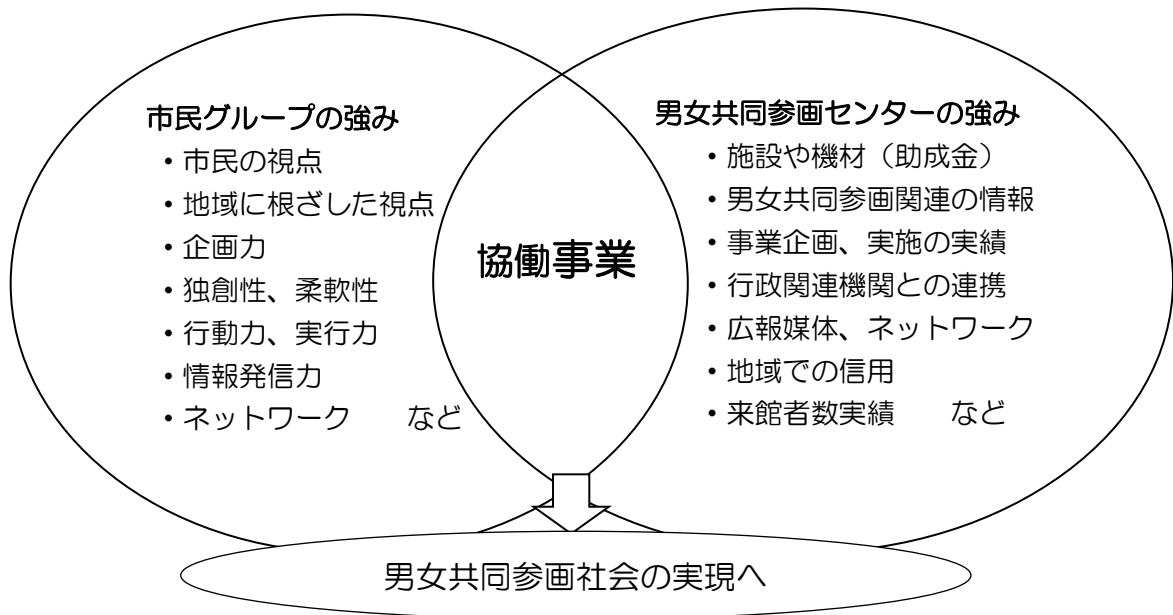
3館への応募を一括で選考します。

1 公募型男女共同参画事業とは

時代のニーズに合った男女共同参画を進める事業を、横浜市男女共同参画センター3館と市民グループ・NPO等との協働で展開します。相互で目標を共有し、それぞれの特徴、強みを生かして、地域の課題解決に役立つ事業を効果的に市民に提供することをめざします。

※男女共同参画社会とは・・・

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会をいいます。(男女共同参画社会基本法より)



2 募集区分

A センター活用型(会場・広報の協力)

男女共同参画センター3館のいずれかで開催する講座・ワークショップの企画で、下記テーマのいずれかに該当するもの。

テーマ	
(1) 女性の経済的自立や、貧困・経済格差の解消	(6) 女性と表現(アート、身体表現、映像)
(2) 女性の心とからだと性の健康	(7) 手しごとや食を通じたつながりづくり
(3) 女性と子どもに対する暴力防止	(8) 職場における女性の活躍推進
(4) 誰もが安心して暮らせる地域づくり	(9) 男性にとっての男女共同参画
(5) みんなで担う子育て	(10) その他の男女共同参画関連テーマ

B 助成金活用型(経費の助成、会場・広報の協力)

男女共同参画センター3館が指定するテーマによる講座・ワークショップの企画で、以下の表で各館が掲げるテーマ、対象、実施場所に該当するもの。

各館総額 30 万円（1～2 企画）を限度として企画実施にかかわる経費を助成します。

実施館とテーマ、対象、実施場所				
実施館	テーマ	主な対象	実施場所	例
男女共同参画センター横浜(戸塚)	(1) 女性の就労・キャリア支援	女性	館または出前	・働く女性の仕事やその生活を支援するセミナー等の開催 ・働く女性の交流の場づくり
	(2) 性と生殖に関する知識の普及・啓発	多世代の市民	館または出前	性の自己決定をテーマにした展示や、ワークショップ等の開催
男女共同参画センター横浜南(南太田)	(1) 困難を抱える女性への支援	外国につながる女性、ひとり親、社会的自立に悩む女性	館のみ	女性の自立支援講座やサロン、居場所等の開催
	(2) 子育てや介護を担う人のワーク・ライフ・バランス支援	子育て中・介護中の人およびその支援者	館のみ	子育て中・介護中の人働きやすく、暮らしやすくなることに役立つ場づくりやイベントの開催
男女共同参画センター横浜北(あざみ野)	(1) アートや表現活動を通じた女性のエンパワメント	女性(内容によっては女性に限定せず)	館または出前	・パープルリボンをモチーフにした作品など暴力防止啓発につながるワークショップ ・女性が抱える課題をテーマにした、パフォーミングアーツや展示
	(2) 地域課題の解決に取り組む女性たちの活動支援	女性(内容によっては女性に限定せず)	館または出前	・地域活動における女性のリーダー育成やネットワークづくり ・環境問題等への取り組みを通じた女性の担い手育成やネットワークづくり

3 区分ごとの募集数と、男女共同参画センターの支援内容

募集区分	① 募集数 (上限)	② 助成金	③ 実施会場	④ 活動支援	⑤ 広報	⑥ 保育
A センター活用型	横浜 4 南 2 北 4	—	○	○	○	○
B 助成金活用型	横浜 2 南 2 北 2	各館 総額 30 万円	○	○	○	○

①募集数

館ごとの募集数は上記の表の通りです。ただし、選考の結果、一定の基準を満たす企画が少ない場合、採用数が上限に満たないことがあります。なお、募集区分Aは協働を希望するセンターを第3希望まで書くことができません。

②助成金

B助成金活用型については、各館総額30万円(1~2企画)を上限として企画実施にかかる経費を助成します。助成金額については、選考委員会で決定します。必ずしも申請した助成金額満額が支給されるとは限りません。また、同じ館で2企画への助成を決定した場合は、総額30万円の範囲で実施いただくことになります。

・助成金の対象となる経費

報償費(講師謝金等)、事務管理費(企画実施にかかわるスタッフの日当など、助成金額の10%上限)、旅費交通費、通信運搬費(切手代・宅配便等)、資料費(参考書籍の購入等)、印刷製本費(チラシ等の印刷費)、賃借料(外部会場の利用料・備品レンタル代等)、消耗品費(チラシ紙代、事務用品費等)、雑費(講師謝金振込み手数料、資料のレンタルやコピー代等)、その他必要経費

・助成金の対象とならない経費

グループの通常運営経費(事務所賃借料、備品費、光熱費、通常の電話代等)、グループの通常活動経費(会報の発行費用・文房具の購入費用等、すでに実施している活動の経費や通常の活動の経費)、グループメンバー等の給与・手当(今回の応募企画に必要な講師謝金を除く)やアルバイト人件費、食料費、レセプション費

③実施会場

男女共同参画センターで実施する企画については、実施会場の利用料を全額免除します。また、実施当日とリハーサル時の駐車場(1台)を提供します。

④企画準備についての支援

採用された企画の準備に際し、必要な相談等の支援を行います。また、必要に応じ、印刷機の利用、ロッカーの貸与や打ち合わせスペースを無料で提供します。(ただし、協働するセンターに限り、本事業実施の目的に限りません。)

⑤広報

採用された企画については各実施団体が積極的に広報を行ってください。男女共同参画センターでは、センターのHPでの告知、および必要に応じて横浜市内公共施設へのちらし配布に協力します。その他、各実施団体で広報活動を行ってください。

⑥一時保育の利用

講座等実施当日および本事業実施のためのミーティングや作業時に、グループのメンバーと参加者の子どもを主催事業に準ずる条件で「子どもの部屋」でお預かりします(予約制、有料)。保育の対象となる子どもの年齢は1歳6ヵ月~未就学児です。(ただし、満2ヵ月からの乳児保育については、人数に余裕がある場合に限り可能ですので、ご相談ください。)

また、経済的に困難な状況にある横浜市内在住・在勤・在学の方には、申請により保育料が免除される制度があります。グループより参加者へこの制度の周知をお願いします。免除についての問合せ対応や手続きはセンターが行います。

⑦その他

- ・講座等の申込受付、問合せ対応、講座当日の設営、撤収等はグループが行ってください。
- ・講座等の実施ごとに、参加者にアンケートを実施し、センターに結果を報告してください。
- ・Aセンター活用型で、センターのいずれかで1年以上協働実績があり、相互評価において一定の基準を満たしたグループについては、全企画実施の完了時に振返りシートにアンケート集計結果を添付してください。

4 応募資格

次の条件を満たしていること。

- ①グループの構成員が3名以上であること。
- ②グループの構成員が、横浜市民(横浜市在住・在学・在勤者)を中心とするか、または活動場所が主に横浜市内であること。
- ③グループの活動が、政治・宗教および営利を目的としていないこと。
- ④グループの目的が、公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会の設立目的及び事業と不適合でないこと。

*同一団体に属する複数の支部等が、別個のグループとして企画に応募する場合は、以下を条件とします。

- 各グループの構成員が重複しないこと。
- グループの名前が全く同じでないこと。
- 企画内容あるいは対象が異なること。

5 応募の制限

- ・B助成金活用型への応募は1グループ1テーマに限ります。
- ・同じ企画を募集区分A・B双方に提出することはできますが、採択は1グループ1企画とします。
- ・B助成金活用型において実施が決定した企画を、翌年度以降、再度応募することは可能としますが、1回までとします。

6 企画の内容についての要件

全ての企画について、下記の点を必要条件とします。

- ①男女共同参画社会の推進に寄与する内容であること。
- ②横浜市民を主な受益者と想定していること。
- ③講座・ワークショップ等への参加費(材料費等を含む)は、市民が参加しやすい金額であること。

7 選考

①選考方法

募集区分	選考方法	結果通知の方法
A センター活用型	選考委員会(書類のみ)	郵送にて結果を通知
B 助成金活用型	第1次 書類選考 第2次 選考委員会(公開プレゼンテーション)	選考委員会後、会場にて発表

*選考は、3館への応募を一括して行います。センターごとの選考ではありません。

*募集区分Aについては、選考委員会で一定の基準を満たした企画について、点数の高い順に協働を希望するセンターでの実施を決定します。その結果、第1希望以外のセンターで採択される場合があります。

②選考委員会(B 助成金活用型の公開プレゼンテーション)

2019年3月8日(金)(予定) 男女共同参画センター横浜(戸塚)にて

③選考委員会構成委員(下記6名で構成する委員会)

公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会委員 : 評議員(1名)、男女共同参画センター3館の館長(3名)
外部委員 : 横浜市政策局男女共同参画推進課(1名)、有識者(1名)

8 選考の視点

①男女共同参画の視点に基づく企画であるか。
②時代の趨勢や地域のニーズに合致し、センターおよび地域で活用し得る内容であるか。「助成金活用型」については、センターのいずれかが、年度ごとに指定するテーマによって、男女共同参画の視点をもって地域の課題解決に資する企画であるか。
③解決しようとしている課題と対象者層が明確であるか。手法が課題や対象者層に合っているか。
④独創性に富んでいるか。
⑤実現性が高い企画であるか。
⑥男女共同参画センターが協働することにより、成果が期待できるか。

9 選考結果について

- ①募集区分A「センター活用型」の選考結果は、2019年3月15日(金)までに郵送で連絡します。
- ②募集区分B「助成金活用型」の第1次選考では、主に応募資格を確認します。第1次選考結果は2019年2月15日(金)頃までに、連絡責任者にメールでお知らせします。
- ③募集区分B「助成金活用型」の第2次選考結果は、2019年3月8日(金)の選考委員会当日に発表します。
*実施が決定した企画は、協働館の担当との打ち合わせにより、内容の細部、実施日程や回数を調整します。
館の主催事業や他企画との調整により、応募書類に記載された希望通りに実施できないことがあります。

10 事業の流れ

採択後、以下の順に事業をすすめます。

①全体オリエンテーション(4月)

実施館と事業の流れ、協働における役割分担などの詳細について説明を行います。

②個別打ち合わせ(協働事業の計画シートの提出、4~5月頃)

グループとセンターで協働における目標の設定、具体的な実施内容等を協議します。

③協定書の取り交わし、個人情報保護の誓約書等の提出(4~5月頃)

④企画の準備・広報・実施(6月~3月上旬)

※ただし6月は予約状況により会場を確保できないことがあります。

⑤助成金の支給 1回目 (B 助成金活用型のみ、7月)

20万円を超える助成金については決算報告書の提出後に残額を支給します。

⑥協働事業の計画/評価/振返りシートの提出(実施館との相互評価)

事業実施後60日以内、もしくは2020年3月中旬までに提出し、相互に協働の振返りを行います。

⑦アンケート集計の提出(事業実施後30日以内)

ただし、A センター活用型で、センターのいずれかで1年以上協働実績があり、相互評価において一定の基準を満たしたグループについては、全企画実施の完了時に振返りシートにアンケート集計結果を記載

⑧決算報告書の提出(B 助成金活用型のみ、3月中旬まで)

⑨助成金の支給 2 回目(B 助成金活用型で残額がある場合のみ、3月末まで)

20 万円を超える助成金額の残額は、決算報告書の提出後に支給します。

1 1 応募方法

所定の応募用紙に記入の上、協働を希望する館に(館によって会場の大きさや用途、雰囲気等が異なるため)、持参、メール、または郵送で応募してください。

※応募用紙は当協会 HP からダウンロードしてご利用ください。<http://www.women.city.yokohama.jp/>

※応募用紙の郵送を希望する場合は、宛先を記入した返信用封筒に140円切手を貼付し、「公募型男女共同参画事業募集要項請求」と明記の上、協働を希望する館に請求してください。

○募集期間

2019年1月15日(火)～2月6日(水)16時(必着)

○問合せ・応募のあて先

□男女共同参画センター横浜 (休館日毎月第4木曜日 ※1月24日(木)は休館日)
〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町435-1 男女共同参画センター横浜 事業課
「公募型男女共同参画事業」係 電話 045(862)5052
メールアドレス yjkoza@women.city.yokohama.jp

□男女共同参画センター横浜南 (休館日毎月第3月曜日 ※1月21日(月)は休館日)
〒232-0006 横浜市南区南太田1-7-20 男女共同参画センター横浜南 管理事業課
「公募型男女共同参画事業」係 電話 045(714)5911
メールアドレス mkoza@women.city.yokohama.jp

□男女共同参画センター横浜北 (休館日 毎月第4月曜日 ※1月28日(月)は休館日)
〒225-0012 横浜市青葉区あざみ野南1-17-3 男女共同参画センター横浜北 事業課
「公募型男女共同参画事業」係 電話 045(910)5700
メールアドレス kkoza@women.city.yokohama.jp

※メールでお申込みの場合は、各館のアドレスを再度ご確認の上、メールの件名を「公募型男女共同参画事業応募(団体名)」とし、PDF形式のファイルを送ってください。

1 2 応募用紙 記入上の注意

- ① 応募に際しては、募集要項をお読みください。
- ② 提出された応募用紙は返却できません。
- ③ 提出された応募用紙に書かれた内容について不明な点を、事務局より問い合わせることがあります。
- ④ 応募用紙への記載に虚偽があると判明した場合、採択を取り消すことがあります。

1 3 提出書類

① 応募用紙 様式は所定のもの。

(応募用紙表紙、1グループ概要、2事業企画書、3過去の協働経験、4収支予算書、応募用紙チェックリスト)

② 補足資料 提出は任意。いずれもA4判、片面印刷4枚以内まで。

(グループの会報やチラシ、新聞記事、活動写真、講師の略歴など応募用紙を補足する資料)

注) 応募書類から得た個人情報、本事業の選考とグループへの連絡等にのみ使用し、その他の目的で使用することはありません。

1 4 参考情報

① 男女共同参画に関する図書・資料

- ・男女共同参画センター3館のライブラリに、参考になる資料が多数ありますのでご利用ください。
- ・当協会ホームページからも検索、予約ができます。 <http://www.women.city.yokohama.jp/books/>
- ・資料の探し方などについては、お気軽にお尋ねください。

② 男女共同参画の施策

- ・法律や施策などをホームページ等で見ることができます。

◆ 横浜市の条例、施策 (横浜市 男女共同参画推進課ホームページ)

- ・横浜市男女共同参画推進条例
- ・第4次横浜市男女共同参画行動計画 2016～2020年度

◆ 国の法律、施策 (内閣府 男女共同参画局ホームページ)

- ・男女共同参画社会基本法
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律